

令和8年度 津島中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは決して許されることのない行為であるという強い認識をもつ。
- ・ いじめられる生徒を絶対に守る。
- ・ いじめを行う生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- ・ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるという認識をもち、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- ・ 重大事態発生時は、警察をはじめとする関係諸機関と適切に連携する。

(2) いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条による

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止等に関する取組

(1) 生徒が主体となった活動

- ア 生徒会を主体として、生徒間の絆を深めるための活動を行い、いじめ防止に対する意識の高揚を図る。
- イ 人権ソング「STAND BY YOU」を人権活動の柱として、行事や集会で定期的に歌う。体育祭では、ダンスの曲として、全校で心を一つにするためのテーマソングにすることで、人権意識の向上を図る。
- ウ 人権ポスター、人権作文・標語の作成、掲示・発表等の活動を通して、いじめは許されない行為であることを深く認識させる。
- エ ボランティア活動を推進し、豊かな心の育成を図る。

(2) 教職員が主体となった活動

- ア いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育むため、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングを学活や道徳の時間に導入する。
- イ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活の基盤をつくる。
 - ・ 一人一人の実態に応じた分かる授業の実施
 - ・ 一人一役の徹底
 - ・ 仲間意識を育てる行事の実施
- ウ 定期的にミーティングを行い、生徒情報の交換を密にし、情報の共有及び迅速な初期対応に努める。
- エ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の時間を設け、生徒に寄り添った相談体制を築く。
- オ 学校だより、学級通信、学校ホームページ等による広報活動を行うとともに、PTA総会・理事会、児童生徒をまもり育てる協議会等を通じて、いじめ問題に対する保護者・地域住民の意識の高揚に努める。

カ 校内研修、職員会議等を通じて発達障害への共通理解を図り、個に応じた指導の充実に努める。

キ 教科・特活等の時間を使い、ネットいじめの恐ろしさやネットの正しい利用法(携帯・SNSを含む)を学年の実態に応じて指導する等、情報モラル教育を推進する。

ク 校区小学校との情報交換を必要に応じて行い、連携協力体制の整備に努める。

3 いじめの早期発見

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- (2) 「学校生活に関するアンケート」を月1回実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、回答に応じて学級担任が個人懇談を行う。
- (3) 保健室利用者で気になる生徒がいた場合は、養護教諭が学級担任に連絡する。
- (4) 様子がおかしいと感じられる生徒には、教職員から声を掛けて話を聞くとともに、保護者に電話連絡または家庭訪問を行う。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたとき

ア 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた教職員は、速やかに「いじめ問題調査委員会」に情報を提供する。

イ 「いじめ問題調査委員会」は、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。加害生徒が複数いる場合は、事実確認を一人ずつ別室で行い、事実が一致するまで同室にしない。

(2) 被害生徒又はその保護者への支援

ア 被害生徒から事実関係の確認を行う際は、いじめられた生徒にも責任があるという考え方を一切もたず、自尊感情を損なわないような声掛けをする。個人情報の取扱いなどプライバシーに配慮した対応を行う。

イ 保護者には、その日のうちに、事実関係やアンケートや事実確認等で得た情報を、適切に提供する。

ウ 被害生徒や保護者には、学校は被害生徒の安全を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。

エ 被害生徒が安心して学習し、その他の活動に取り組むことができるような環境を整える。

- ・ 加害生徒の別室指導
- ・ スクールカウンセラーによる心のケア
- ・ 複数の教職員による当該生徒の見守り
- ・ 出席停止制度の活用
- ・ 定期的な個人面談及び家庭訪問

(3) 加害生徒又はその保護者への指導

ア 加害生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。指導にあたっては、健全な人格の発達に配慮する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーに配慮した対応を行う。

イ 保護者には、その日のうちに事実関係を伝え、学校への来校を促す。来校した際、事実関係や学校の指導方針を伝える。

ウ 教育上必要があると認められるときは、加害児童に対して懲戒を加えることも考慮する。
(文科省通知「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」参照)

(4) 謝罪の場の設定

ア 被害生徒、加害生徒間でいじめに関する事実関係が一致し、被害生徒への支援、加害生徒への指導を終えた後に謝罪の場を設定する。謝罪の場には、双方の生徒と「いじめ防止対策委員会」で決めた者(保護者や関係教員など)が立ち会う。

イ 謝罪の場は、被害者側の謝罪を受け入れる気持ち、加害者側の心から謝罪の気持ちの双方が整ってから設定する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめに同調していた生徒に対しては、その行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

イ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の課題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

5 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 初期対応 いじめが疑われる事例の報告があった場合

ア 名称「いじめ問題調査委員会」

イ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、関係教職員

ウ 活動内容

- ・ 事実確認を行い、指導方針について話し合う。
- ・ 解決に向けた取組を行う。
- ・ 事案の重大性に応じ「いじめ問題対応委員会」の招集を判断する。
- ・ 市教育委員会への報告を行う。

(2) 重大ないじめと判断した場合

ア 名称「いじめ問題対応委員会」

イ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係教職員、関係機関

ウ 活動内容

- ・ 解決に向けた取り組みを行う。
- ・ 関係機関との連携を協議する。
- ・ 関係機関(教育委員会、警察、南予子ども・女性支援センター、スクールソーシャルワーカー、医療機関など)

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。又はその疑いがある場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額な金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当な期間学校を欠席し、又は、転学等を余儀なくされた場合

(2) 重大事態への対応

ア 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 「いじめ問題対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 校長は、調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

7 評価

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

令和8年2月25日 改定